

## 議案第95号

### 鳥栖・三養基西部環境施設組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和6年4月1日から、鳥栖・三養基西部環境施設組合の共同処理する事務を変更し、同組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和 5年12月 5日提出

みやき町長 岡 毅

#### 提案理由

この議案は、鳥栖・三養基西部環境施設組合の共同処理する事務を変更することに伴い、同組合規約を変更する必要があるので、議会の議決を求めるものである。

鳥栖・三養基西部環境施設組合同規約の一部を変更する規約（案）

鳥栖・三養基西部環境施設組合同規約（平成13年佐賀県指令13市町村第1号）の一部を次のように変更する。

第3条中「及び管理運営」を「、管理運営及び廃止」に改める。  
別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

区 分	負 担 割 合	
	管理運営及び廃止に要する 経費	均 等 割
人 口 割		100 分の 90

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

鳥栖・三養基西部環境施設組合規約の一部を変更する規約（案） 新旧対照表

改 正 前			改 正 後		
(組合の共同処理する事務)			(組合の共同処理する事務)		
第3条 組合は、ごみ焼却処理施設、リサイクルプラザ、一時保管施設の設置 <u>及び管理運営</u> に関する事務を共同処理する。			第3条 組合は、ごみ焼却処理施設、リサイクルプラザ、一時保管施設の設置 <u>、管理運営及び廃止</u> に関する事務を共同処理する。		
別表（第14条関係）			別表（第14条関係）		
区 分	負 担 割 合		区 分	負 担 割 合	
施設建設及び増改築に要する経費	均 等 割	100 分の 10	管理運営及び廃止に要する経費	均 等 割	100 分の 10
	人 口 割	100 分の 90		人 口 割	100 分の 90
管理運営に要する経費	均 等 割	100 分の 10			
	排 出 割	100 分の 90			